

国家戦略特別区域 東京圏

—都市再生・まちづくり分野—

2014年10月1日

木村 恵司

(三菱地所株式会社 取締役会長)

東京圏 区域方針より(平成26年5月1日内閣総理大臣決定)

○目標

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。

第1回 区域計画案に記載の特例事業

○都市再生・まちづくりに係る各種特例

- ・都市計画の決定・変更に係る都市計画法の特例
- ・都市再生特別措置法の特例
- ・容積率に係る建築基準法の特例

▶ 東京都 10地区
神奈川県 1地区

○エリアマネジメントに係る道路法の特例

▶ 東京都 1地区
(その他6地区においても検討)

○旅館業法の特例

速やかに実現に向け取り進め。その他地区においても検討を推進。

国際的ビジネス拠点の形成に向け、国家戦略特区において実現すべきこと

○スピーディーな事業推進

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに一定の成果・実現を
- 官民組織による迅速な判断、課題解決

○全分野の事業推進、経済成長の基となるマーケットの創出・改善

- 重要な都市機能である医療分野による拠点環境整備の推進
- 創薬等の成長分野の育成、国際金融センター、起業支援環境の整備推進

○規制緩和・税制措置・財政措置の三位一体の推進力確保

官民が一体となり、あらゆる側面から絶え間なく制度・運用を点検。
追加の規制緩和提案、区域会議での議論を通じ、
課題を取り除き、重点支援を行い、スピーディーに実現させる必要